

掛川市告示第36号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、一般廃棄物処理基本計画を定めたので、掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年掛川市条例第93号）第3条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月29日

掛川市長 久保田 崇

1 趣旨

この一般廃棄物処理基本計画は、ごみ及び生活排水の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

2 計画期間

令和6年4月1日から令和17年3月31日まで

3 備考

関係書類を掛川市協働環境部環境政策課に備え置いて縦覧に供する。